資料１

町田市手話言語条例

前文を入れる予定

構成案

①手話とは何か。

「手話は、独自の語彙及び文法体系を持ち、手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する言語である。」

②歴史的背景・社会状況など

③条例制定の意思の宣言

（目的）

第１条　この条例は、手話は言語であるという認識の下、手話に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を図り、もって全ての市民が互いを尊重し、共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　手話に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

（１）市民が手話を獲得し、及び手話で学ぶ権利を尊重すること。

（２）市民が手話通訳を利用する機会が確保されること。

（３）市民が手話を学び、及び理解する機会が確保されること。

（４）手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）が尊重され、次世代へ継承されること。

（市の責務）

第３条　市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を図るため、必要な施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第４条　市民は、手話に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、手話に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、手話を使用する者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の推進）

第６条　市は、第４条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

（１）手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

（２）手話を学ぶ機会の確保に関する施策

（３）手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び確保に関する施策

（４）前３号に掲げるもののほか、第１条に規定する目的を達成するために必要な施策

２　市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定により市が策定する計画との整合性を図るものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和１０年９月２３日から施行する。